

## 後援名義使用許可に関する規程

公益社団法人 大阪ハートクラブ

(趣旨)

第1条 この規程は、公益団法人大阪ハートクラブ（以下「本法人」という。）における後援の使用許可に関して必要な事項を定めるものとする。

(名義の種類及び区分)

第2条 使用を許可する後援名義は、公益社団法人大阪ハートクラブの名称とする。

(申請)

第3条 後援名義の使用許可を得ようとする者は、後援名義使用許可申請書を添付して、会長に申請しなければならない。

(許可の基準及び条件)

第4条 前条の申請に基づき後援名義の使用を許可できるのは、公益社団法人大阪ハートクラブ定款第3条に規定する目的に寄与する行事等で法人の名称を冠するにふさわしいと認める場合とする。

2 後援名義の使用許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

- (1) 法人は、行事等に要する経費を負担しないこと。
- (2) 申請時に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (3) 行事等終了後は、速やかにその結果について名義使用報告書を提出すること。
- (4) 行事等の実施上法人の後援名義にふさわしくない行為があったときは、承認を取り消す場合があること。

(許可の決定)

第5条 会長は、申請書を受理したときは、当該申請について理事会で可否を審査し、その結果を文章で申請者に通知する。

(実績報告)

第6条 後援名義の使用者から後援名義使用報告書を提出するものとする。

(許可の取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 行事等が第4条に規定する許可基準を満たさないことが判明したとき。

附 則

この規程は、令和3年3月4日から施行する。

参 考：

公益社団法人大阪ハートクラブ定款第3条

[目 的]

第3条 この法人は、大阪府内における循環器医療に関する専門領域の情報交換及び臨床研究の推進並びに府民に対する啓発等を行い、もって府内における循環器医療の向上発展に寄与することを目的とする。